

大分空港利用促進期成会規約

(名称及び目的)

第1条 本会は、大分空港利用促進期成会（以下「期成会」という。）と称し、大分空港の国際化及び国内路線の充実を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第2条 期成会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県民、地域住民の理解と協力をうるための啓発運動
- (2) 関係行政機関及び航空会社等に対する働きかけ
- (3) 国際化への条件整備
- (4) その他期成会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 期成会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 県及び関係市町村並びに市長会及び町村会の代表者
- (2) 県議会及び市町村議会議長会の代表者
- (3) 県内産業経済団体の代表者
- (4) 県内航空関係企業の代表者
- (5) その他期成会の趣旨に賛同する者

(役員)

第4条 期成会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	〃
監 事	2名

- 2 理事のうち1名は常任理事とする。
- 3 役員は、会員の互選とする。

(役員職務)

第5条 会長は、期成会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
また、名簿順位第1位の副会長は、会長が契約等の相手方の代理人となることにより、民法第百八条に抵触する恐れのあるときは会長に代わって事務を処理するものとする。
- 3 理事は、期成会の主要会務に参画するほか、期成会の運営にあたる。
- 4 監事は、期成会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が選出されるまでの間、なおその職務を行うものとする。

(顧問)

第7条 期成会に顧問を置くことができ、総会の承認を経て会長が委嘱する。

- 2 顧問は、いずれの会議にも出席して発言することができる。
- 3 顧問は無報酬とする。

(会 議)

第8条 会議は総会及び理事会とし、ともに会長が招集し、その議事は会長が議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 予算及び決算に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

3 前項の規定にかかわらず、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、簡易または経常的な経費の支出をすることができる。また、やむを得ない事情がある場合において、会長の専決処分により支出することを妨げない。

4 理事会は、総会の審議事項以外の重要事項を審議決定する。但し、急を要する場合は会長の指示により、幹事会の審議決定に代えることができる。

(会計)

第9条 期成会の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 期成会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第10条 期成会の事務局は、大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課に置く

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3 事務局に、事務局長を置き、大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課主幹（総括）の職にある者をもって充てる。

4 事務局の庶務は、県の事務処理の例による。

(幹事会)

第11条 期成会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表の幹事をもって構成し、常任理事が招集する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和54年10月31日から施行する。

2 期成会の設立当初の会計年度は、第9条第3項の規定にかかわらず、設立の日から昭和55年3月31日までとする。

3 この規約は、昭和56年6月30日から施行する。

4 この規約は、平成12年6月27日から施行する。

5 この規約は、平成13年6月19日から施行する。

6 この規約は、平成16年7月6日から施行する。

7 この規約は、平成17年9月1日から施行する。

8 この規約は、平成18年8月2日から施行する。

9 この規約は、平成19年7月19日から施行する。

10 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

11 この規約は、平成22年7月27日から施行する。

12 この規約は、平成23年5月2日から施行する。

13 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

14 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

15 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

16 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

17 この規約は、平成31年4月26日から施行する。

18 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

- 19 この規約は、令和5年6月22日から施行する。
- 20 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

(幹 事)

大分県商工会議所連合会	専	務	理	事
公益社団法人ツーリズムおおいた	事	務	局	長
大 分 経 済 同 友 会	事	務	局	長
大分航空ターミナル株式会社	総	務	部	長
一般社団法人大分県貿易協会	事	務	局	長
株式会社 J T B 大分支店	支		店	長
一般社団法人別府市観光協会	総	務	課	長
別 府 商 工 会 議 所	企 画	観 光	事 業 部	長
大 分 市	商 工 労 働	観 光 部	観 光 課	長
別 府 市	企 画 戦 略 部	政 策 企 画 課		長
大 分 県	商工観光労働部	観光局	観光誘致促進室	長